

本件事故当時、檜葉町に居住していた申立人らが、本件事故により親族宅に避難した
ので、親族に支払った宿泊費（謝礼相当分を含む）の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1及び申立人X2と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人X1及び申立人X2（以下「申立人ら」という。）と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 ア 申立人X1がAに対して支払った宿泊費（謝礼を含む。）

イ 申立人X2がBに対して支払った宿泊費（謝礼を含む。）

期 間 損害項目ア・イともに

自 平成23年3月26日

至 平成24年1月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人X1に対し、金800,000円の支払義務のあることを認める。

被申立人は、申立人X2に対し、金510,000円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

第1項に掲げる損害項目（当該期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を3通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年4月10日

（仲介委員長 安藤武久、仲介委員 丸山裕司、同 中野剛史）